



スマートフォンとの セット契約トラブルに注意!



事例

携帯電話会社の販売店に行き、スマートフォンに機種変更した。店員から「今、光回線にすると1万ポイント付けられる。」と言われ、光回線が何かはよく分からないが得だと思い、契約した。

3か月後、利用料金の明細を見ると、電話料金の他に光回線代が計上されていて、そこで光回線に料金がかかることを知った。解約を申し出ると解約料を請求された。

主な特徴と問題点

スマートフォンの契約の際に、光回線や固定電話等を併せて契約すると料金が割り引きされ、得になるなどと勧められて契約したところ、月々の料金が今までより高くなったというトラブルが寄せられています。契約時の事業者の説明不足や消費者の理解不足が原因であることが見受けられます。

なお、改正電気通信事業法では、携帯電話の「通信料金と端末代金の完全分離」や割引の上限額（2万円）が新ルールとして令和元年10月1日に施行されました。端末代金を通信料から割引く（いわゆる「実質0円」）などの料金の分かりにくさを解消するためですが、事業者や契約機種・内容・タイミングなどにより、今までより料金が高くなることもあります。

消費者へのアドバイス

- ①「お得になる」といったセールストークに惑わされずに、必要かどうかをよく考慮して契約しましょう。
- ②事業者には、契約前に「消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない」と義務付けられています。消費者も、契約した商品・サービスは何か、それぞれの初期費用や手数料、月額料金、適用開始はいつか、解約条件などを必ず確認しましょう。

③電気通信サービスでは、「初期契約解除制度」と「確認措置※」の2つの契約解除制度があります。適用される通信サービスの種類、条件、消費者が負担すべき費用範囲、手続き方法などが異なります。

自身の契約した電気通信サービスについて、それらの制度が適用されるか、適用される場合の申し出手順など、具体的なことは契約書面で確認しましょう。

※確認措置は事業者によって「8日間ルール」など独自の呼び方があります。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188」におかけください。

白岡市消費生活センター相談日

相談曜日 月曜日～金曜日（祝日を除く。）
相談時間 午前10時～正午、午後1時～3時
場所・連絡先



市役所2階消費生活センター ☎0480(93)7700

問合せ

●埼玉県消費生活支援センター熊谷
☎048(524)0999
午前9時～午後4時（土・日曜日、祝日は休業）



身近な場所での国際交流

※本事業は白岡国際交流会に委託しています。

さまざまな国の文化を通じて市民と近隣市町在住の外国のかたとの交流を図る「オープンサロン」を開催しています。

今回は、これまでに開催された「オープンサロン」をご紹介します。

10月・12月・1月にも開催します。1人で参加するかたもたくさんいます。

身近な場所で国際交流を始めてみましょう！

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止となる可能性があります。

フィリピン料理教室



おいしいフィリピン料理をつくりました。

国際交流のつどい



毎年12月に楽しいパーティーを開催しています。

お茶体験



日本の文化をみんなで体験！

FreeTalking (フリートーキング)



日本語で自分の思いを話してみよう！

日本語教室開催予定表

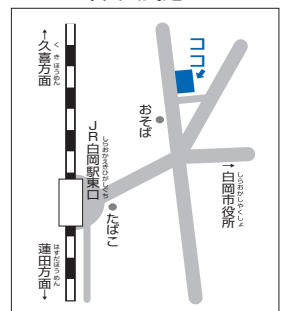
日本語にお困りの外国人を対象とした教室です。参加しませんか！

8月 August

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

開催日時▶木曜日・日曜日
午前10時～11時30分

費用▶無料
場所▶白岡市小久喜 1227-1
中央公民館



※状況により、開催しない場合があります。

問合せ 地域振興課市民協働担当 ☎0480(92)1111 内線 382・383